

## 及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議

名取市議会は、平成23年12月に名取市議会議員の政治倫理に関する条例を制定した。本条例の前文には「議員は、公職者としての深い見識と高い倫理により、自らを律する政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担い、常に自らの活動及び行動を説明できる立場を保持するとともに、その責任を有する」とある。

及川秀一議員について、東京都在住の女性から性的な行為を強要されたとして損害賠償を請求されるという事件が発生した。この事件に対し及川秀一議員は「事実無根である。」と説明しているが、当該女性とのSNS等におけるわいせつな画像を含むやりとりがインターネット上で拡散し、議会事務局や市役所総務課等にも送られている。このやりとりに対して、及川秀一議員は一部について認める発言をしているが、公職者である議員がこのようなやりとりをすることは、政治倫理基準に照らし看過できない問題である。

さらに、政治倫理に関する条例第2条には、「議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、品位を保持するものとする。」とある。インターネット上で拡散したやりとりを見た市民からは、「市民の信頼を裏切る行為であり、議会に対し厳正なる処分を求める。」声がある。

よって、及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議案を提出し、市議会議員の職を辞するよう勧告する。

平成28年12月6日

宮城県名取市議会